




事業報告書

【「離婚」に関する法律の基礎講座～離婚を考えた時に知っておきたいこと～】

日時	令和5年9月2日（土）14：00～16：00
目的	離婚に必要な法的手続きや財産分与・親権・養育費・面会交流等といった離婚に関する正しい法律知識を学び、受講者の生活の幅広い選択肢を整え、自立に役立てることを目的とする。
対象	関心のある方
講師	橋本 典子 氏（法テラス沖縄法律事務所 弁護士）
会場	沖縄県男女共同参画センターていりる3階 研修室1・2
定員	30名〔定員に達し次第締切〕
参加者数	31名（うち、男性 1名）
講演内容 （概要）	<p>講師は、講座はじめに離婚問題は生きていく人生の中で重要な決断であることから、法律を知っていることは重要で、法律・弁護士を味方につけて、よりよい決断の一助として活用して欲しいと述べた。</p> <p>講話の内容は、最初に「離婚」を時系列で大きく 1.離婚前の問題 2.離婚の成立 3.離婚の効果 4.こどもの問題 の4つにわけて、それぞれの問題点や方法、手続きについて説明した。</p> <p>1.離婚前の問題</p> <p>まず、離婚前（事実婚を含む）状況で、離婚を相手に打ち明ける前に必要な事柄を4つあげた。①財産の把握 ②所得証明書の取得 ③行先の確保と生活費の見通し ④婚姻費用合意書の作成等、実際の具体的な準備について説明した。</p> <p>2.離婚の成立</p> <p>次に、離婚成立と手続きについて、離婚の方法には4つあり①協議離婚（原則的な離婚の方法で世の中の90%以上は協議離婚 離婚原因は問わない）②調停離婚（協議離婚ができない場合→離婚調停申立てで全体の8パーセント）③審判離婚（ほとんどなく、確定までに時間を要する）④裁判離婚（調停不成立時に家庭裁判所で行う。弁護士が必要） それぞれの特徴とその手続き流れについて説明した。</p> <p>また離婚の原因については、法定離婚原因（民7701）には5つあると説明した。</p> <p>1号 不貞行為 2号 悪意の遺棄 3号 3年以上の生死不明 4号 回復の見込みのない強度の精神病 5号 その他婚姻を継続しがたい重大な事由</p> <p>なかでも、5号該当性が問題になることが多く考慮要素から総合的に判断される。</p> <p>考慮要素（双方の意思、言動、信頼関係破壊の程度、交流の有無、同居の有無、別居期間、子の年齢、子の意思など）</p> <p>3.離婚の効果</p> <p>離婚の効果では、財産分与、慰謝料、離婚と氏、について説明した。財産分与とは「同居から別居までに夫婦で作ったプラスの財産を、名義の如何、収入の如何関わらず半分に分ける」制度であり、専業主婦でも請求権のあること。慰謝料は①離婚原因に基づく慰謝料 ②離婚自体慰謝料があること。その金額にも相場があること。氏（うじ）は、離婚した場合の氏から当然復氏（民767I）して、結婚前の氏に戻る。例外として婚氏続称（民767II）があり、離婚時に役場に届出ればそのままの氏を名乗ることができる。</p>

	<p>4.子どもの問題</p> <p>子どもの問題は主に3つあり、(1) 親権・監護権、(2) 面会交流 (3) 養育費 をあげた。親権は現状共同親権が認められていないので、離婚時に夫婦のどちらかに決める必要あること。(・親権＝監護権(一緒に生活して世話する)＋財産管理権)</p> <p>話し合いで決まらない場合は、裁判所が決定し、その決定基準は、「メルクマール 子の福祉のためにどちらがよいか」を基に判断決定される。面会交流は父母の葛藤下にあっても子どもの福祉のために、裁判所は原則実施する傾向が強く、典型的な取り決めは「1 か月に1回、子の福祉に配慮し、父母で協議して決める」こととなる。養育費に関しては、現在は養育費算定表があり算定し、内容を養育費算定合意書を作成することが望ましいと述べた。</p> <p>講話最後に離婚問題は複雑多様で、そのケースや状況によって必要とされる手続きが異なるが、一人で悩むのではなく相談先として、ている女性相談(男性相談)、沖縄弁護士会、法テラス沖縄で法律相談ができるので活用してほしいと伝えた。</p> <p>講座後半は、質疑応答として回答時間を設けた。事前質問および当日に受講者から寄せられた質問の全てに回答を行なった。</p>
<p>参加者の声</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常にわかりやすく質問にも丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。橋本さんのような女性が増え沖縄の女性が輝ける社会である事を願います。 ・わかりやすかった。個別に相談したいと思った。心理的虐待の講座、共同親権の講座があれば受けたい。 ・ばく然としていた離婚についての課題が明確になりました。知識になりました。行動します。とてもわかりやすかったです！！数少ない女性弁護士でお忙しい中このような講演をしていただき本当にありがとうございました。 ・実務で役立つ支援の際に参考になりました。とっても参考になる内容でした。(一部抜粋)
<p>写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>受講の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>橋本氏</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>質疑応答</p> </div> </div>
<p>主催等</p>	<p>沖縄県・(公財)おきなわ女性財団</p>